

農薬は安全・適正に使いましょう

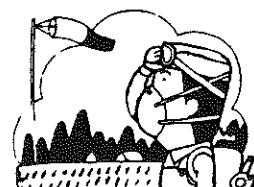
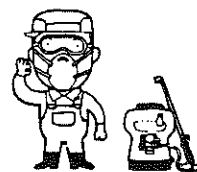
使用に先立って

- ☐ 農薬はいつ、どこで、何に、どれくらい使うかなど、使用計画を立てて購入する。
- ☐ 「予防・予察」に重点を置いた総合防除の考え方に基づいて農薬以外の防除対策にも取り組む。
- ☐ 使用する作物に登録があることを必ず確認する。
- ☐ 農薬のラベルに書いてある使用基準等をよく読んで、必ず守る。
- ☐ 毒物・劇物を購入する時は、住所、氏名、職業等を記入し、捺印した譲受書を提出する。
- ☐ 無人航空機により空中散布を行うときは、県へ実施計画書を提出する。
- ☐ 周辺住民に対して、事前に十分な周知をはかる。



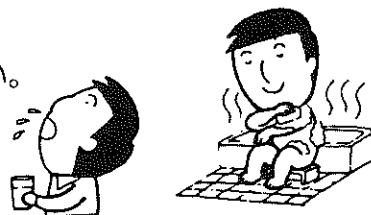
使用にあたって

- ☐ タオル、目薬、洗顔・うがい用の水を準備する。
- ☐ 薬剤に見合った保護具を着用する（農薬用マスク、防除衣、保護メガネ、不浸透性手袋）。
- ☐ 周辺の農作物や環境（住民、動物、魚、ミツバチ等）に留意し、飛散しにくい剤型や施用方法を検討する。
- ☐ 散布の際は風向きや風速に注意し、散布機の圧力やノズルの噴霧状態を調整する。
- ☐ 特に、学校や通学路、住宅地近隣の農地では、十分注意する。
- ☐ 土壌くん蒸剤を使用する場合は、必ず被覆し、周囲への拡散を防止する。
- ☐ 長時間の連続散布は2時間を限度とする。



使用が終わったら

- ☐ 農薬の使用状況（農薬の名称、使用日、使用場所、使用した農作物、希釈倍数、使用量、気象条件等）を記録する。
- ☐ 残液は散布ムラの調整などに使用し、河川、水路、ため池に流さない。
- ☐ 散布器具、タンク、ホースなどを十分に洗う。洗浄水を河川等に流さない。
- ☐ 農薬の空びん、空袋、有効期限の過ぎた農薬は、適正に処理する。
- ☐ 石鹸などで身体、衣服をよく洗う。
- ☐ 飲酒をひかえ、早目に休む。

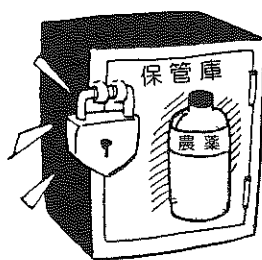


農薬は正しく保管・管理しましょう

農薬の保管・管理

- ☐ 「普通物」と「毒物」「劇物」を区別して、鍵のかかる所に保管する（ガラス戸等で壊れやすい所は不可）。
「毒物」「劇物」に該当する農薬は、保管庫に「医薬用外」の文字と「毒物」または「劇物」と表示する。

※ 普通物とは、毒物、劇物に該当しないものを指している通称



- ☐ 誤飲、誤用の原因となるので、食品と区別して保管する。また、他の容器に移しかえての保管は絶対にしない。



- ☐ 子供や第三者が触れたり持ち出したりできない所へ保管する。



- ☐ 原液を小分けして他人に譲渡しない。



- ☐ 万一、盗難や紛失の時は、直ちに最寄りの警察署へ届け出る。

- ☐ 除草剤は他の農薬と区別して、保管する。

- ☐ 農薬は必要量を購入することを基本とする。

- ☐ 不要な農薬は産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。

※ 使用後、身体に異常を感じたら、すぐに医師の診察を受ける。
(使用した農薬の容器を持参する。)



※ 農薬の使用・保管にあたっては、あるべき農業生産を实践するためGAPに取り組みましょう。